

東名遺跡・埋蔵文化財センター整備事業について

1. 経緯

【平成28年10月】

東名遺跡が国史跡に指定される。

【平成30年3月】

「佐賀市埋蔵文化財センター基本構想・基本計画」の策定。

佐賀市内の埋蔵文化財の調査保存と公開活用の一体化を目指し、埋蔵文化財の拠点施設を整備するための計画。市内全域の発掘調査で出土した遺物や調査記録の整理、収蔵、保管及び展示公開を行う埋蔵文化財の拠点施設としての基本方針や施設計画について示した。

○テーマ「地域とともに 未来につなげる 佐賀の歴史と文化」

【平成31年3月】

「史跡東名遺跡保存活用計画」の策定。

史跡東名遺跡を恒久的に保存・継承していくために、遺跡のもつ本質的価値を整理し、適切な保存管理を行うための基本的な方針を示すとともに、市民・国民の財産となる整備活用につなげるための計画。史跡の現状と課題を踏まえ、史跡地や出土資料の保存管理、史跡の整備・活用、管理運営体制における基本的な方向性を示した。

○大綱「日本文化の原点が学べる東名遺跡を 地域の宝として 恒久的に保存・継承していく」

【令和2年3月】

「史跡東名遺跡整備基本計画」の策定。

史跡東名遺跡の持つ本質的価値を恒久的に保存・継承していくために、適切な保存管理と公開活用、史跡の価値を的確にわかりやすく表現した整備を計画的かつ継続的に行っていくための計画。史跡地が巨勢川調整池内に盛土保存されており遺跡を直接見ることができないため、屋内展示（ガイダンス）と屋外展示（史跡地）の一体的な整備を行い見学者の理解増進を図ることなど、今後の史跡整備の方針や基本的な考え方を定めた。

○整備テーマ「未来へつなげる 縄文のタイムカプセル」

2. 整備事業の基本方針

史跡東名遺跡のもつ本質的価値を恒久的に保存・継承していくために、上記計画に基づき、史跡の価値を的確にわかりやすく表現したガイダンス施設の整備（屋内展示）と史跡地の整備（屋外展示）を一体的に進めていく。

また、先に計画を策定していた埋蔵文化財センターについて、設置場所が同じ「山麓文化エリア」に計画していた点や、東名遺跡をはじめ、市内遺跡の収蔵保存・調査研究・公開活用の一元化が図れ、市民が遺跡の情報を知り・学び・体験することができる拠点施設となるメリットの他、コスト縮減等の観点から、ガイダンス施設と合わせた複合施設として整備する。

3. 東名遺跡整備指導委員会の設置

史跡東名遺跡のもつ本質的価値を恒久的に保存・継承していくために必要な整備事業を円滑に進めるために、東名遺跡整備指導委員会を設置する。委員会では、東名遺跡の展示整備及び活用、その他整備事業を進める上で必要となる事項について、協議・検討を行う。

なお、史跡地の整備については、遺跡の保存環境を監視するために別途設置している「東名遺跡モニタリング委員会」との調整が必要となる。

4. 委員会での検討事項【資料2】

(1) 東名遺跡史跡整備

史跡地が巨勢川調整池内に盛土保存されており遺跡を直接見るできないため、ガイダンスでの展示解説を中心に、屋内展示と屋外展示（史跡地）の一体的な整備を行う。

《主な検討項目》

- ① 展示基本設計（屋内・屋外含む）
- ② 屋内展示実施設計（ガイダンス・縄文館）
- ③ 屋外展示実施設計（史跡地）
- ④ 屋内展示工事（ガイダンス・縄文館）
- ⑤ 屋外展示工事（史跡地） 等

(2) 東名遺跡ガイダンス・埋蔵文化財センター施設整備

東名遺跡ガイダンスとして、史跡の価値を的確にわかりやすく表現した展示解説と公開活用を行う施設として整備する。また、市内の発掘調査で得られた資料の整理、収蔵、保管及び公開活用を行う埋蔵文化財の拠点施設として整備する。

《主な検討項目》

- ① 建築等基本設計（建築・外構・造成）
- ② 建築等実施設計（建築・外構）
- ③ 造成工事
- ④ 建築工事
- ⑤ 外構工事 等

5. 整備事業のスケジュール【資料3】

令和4年度から8年度にかけて実施予定。

【令和4～6年度】建築等・展示設計、造成工事（予定）

・建築等基本設計及び実施設計、屋内展示基本設計及び実施設計、屋外展示基本設計及び実施設計、造成工事

【令和6～8年度】建築等・展示工事（予定）

・建築等工事、屋内展示工事、屋外展示工事

6. その他

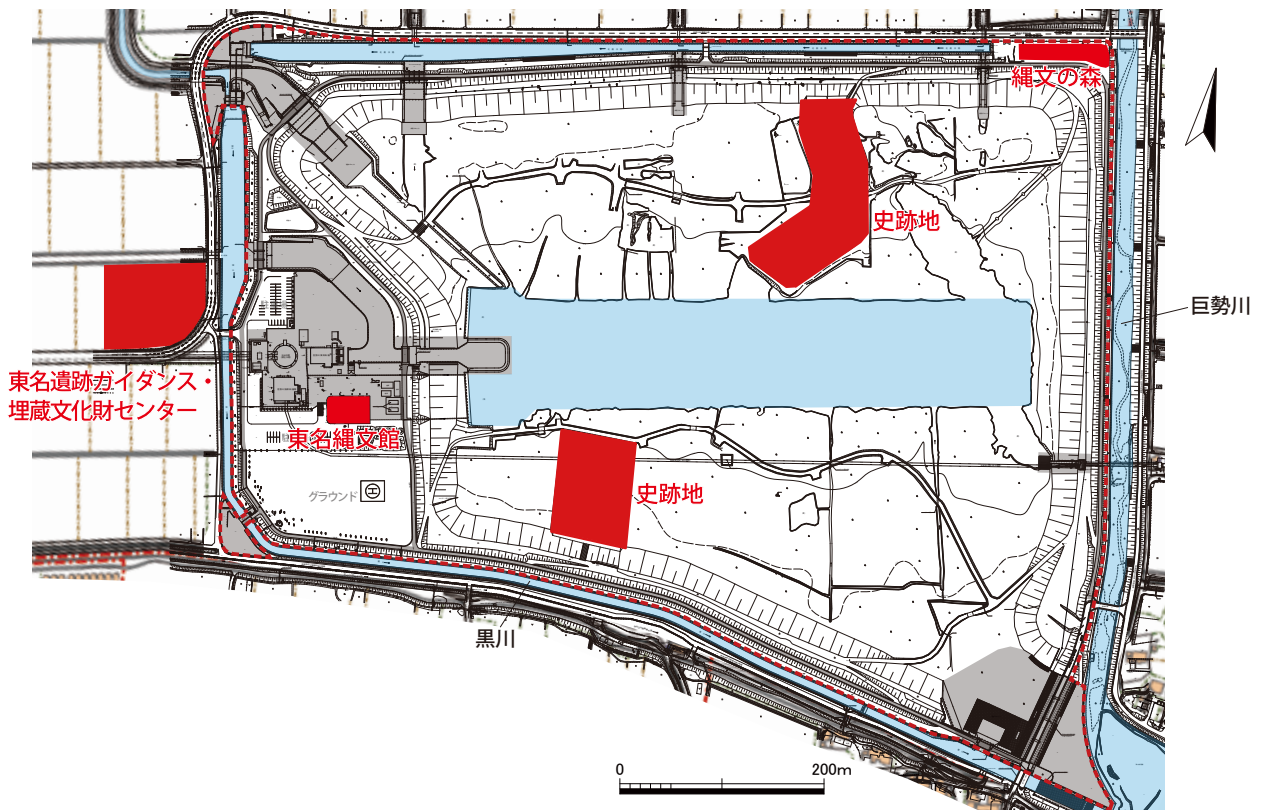
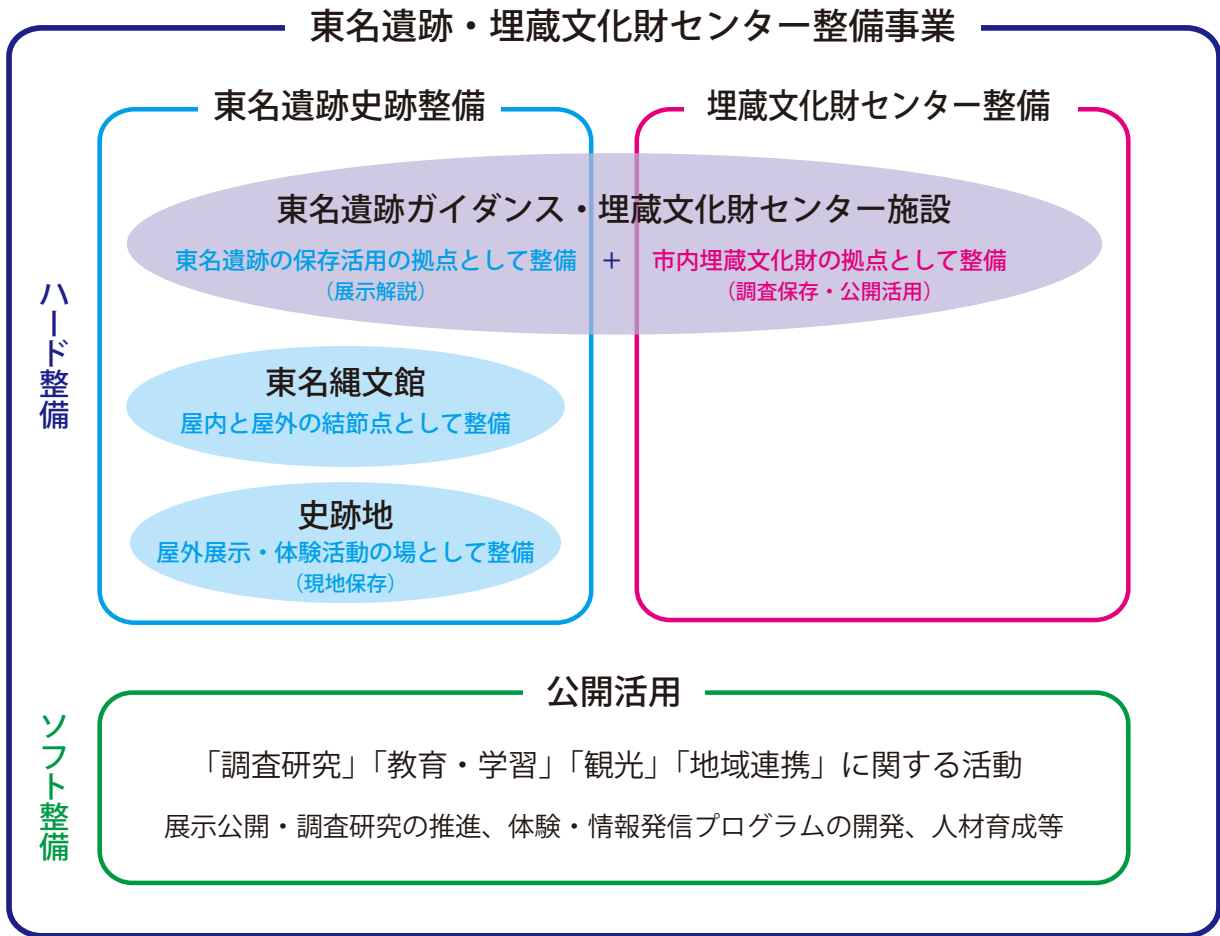
(1) 市民参加型ワークショップ

整備完了後の活用・運営を見据えた整備事業とする必要があるため、市民参加型ワークショップを行い、担い手育成も視野に入れた市民目線、来訪者目線での活用策の検討を行う。また、遺跡の周辺の資源や土地利用の整理、地元住民や巨勢川調整池の利用者、東名縄文館の見学者等への意見聴取や利用状況の把握を調査研究業務として実施予定。

(2) 関係機関協議

東名遺跡展示整備については、巨勢川調整池の管理者である国土交通省との調整を図るため、並行して協議を進めていきたい。

東名遺跡・埋蔵文化財センター整備事業の考え方



整備事業対象地位置図

東名遺跡・埋蔵文化財センター整備事業スケジュール(予定)

年度	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)																
整備事業	建築等設計	■	■	■	■																	
	屋内展示設計		■	■	■	■	■	■														
	屋外展示設計		■	■	■				■	■	■	■										
	造成工事					■	■	■														
	建築等工事								■	■	■	■	■	■	■	■						
	屋内展示工事									■	■	■	■	■	■	■						
	屋外展示工事										■	■	■	■	■	■	■					
	市民参加型ワークショップ		↔			↔				↔				↔				↔				
委員会	整備指導委員会		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
	保存モニタリング委員会	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

※令和8年度に整備工事完了、令和9年度に供用開始予定

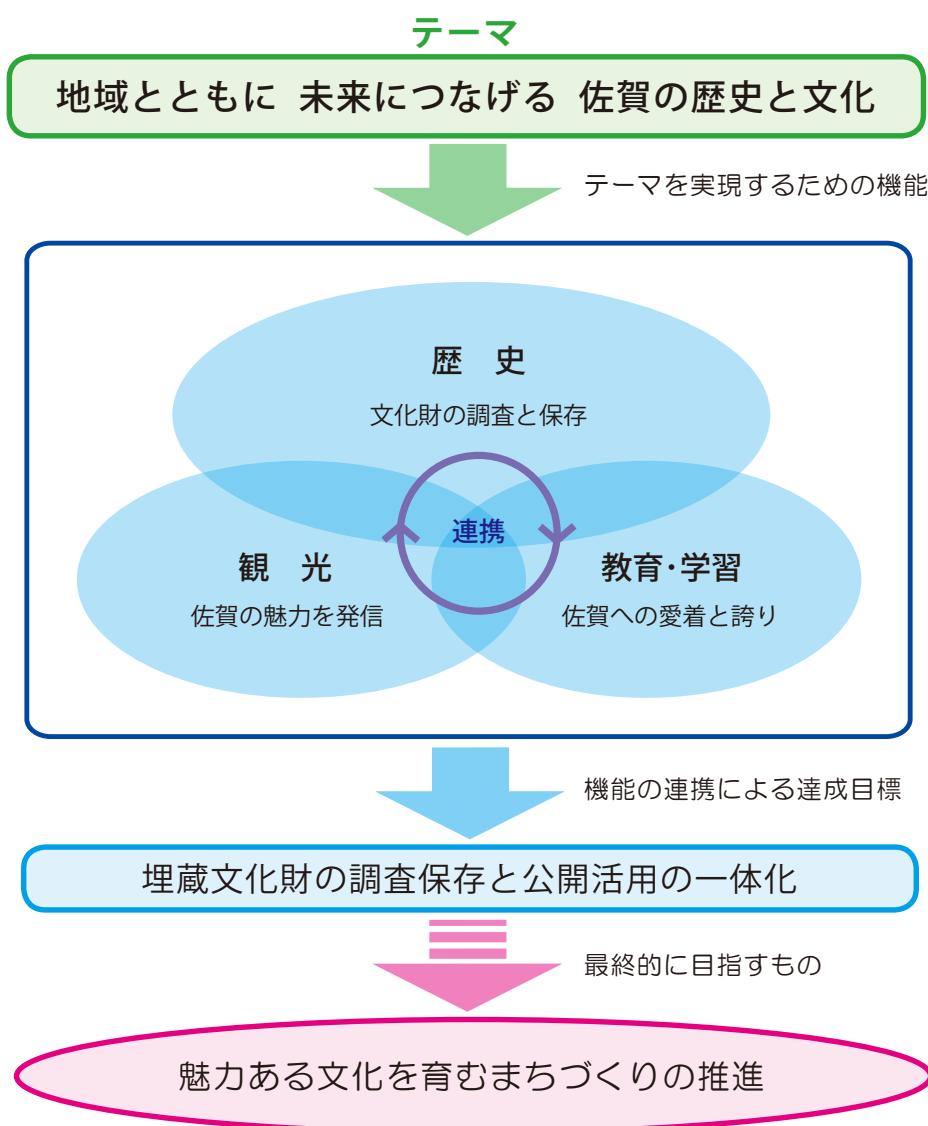
【委員会の開催】

東名遺跡整備指導委員会:年3回程度 東名遺跡保存モニタリング委員会:年1回程度

佐賀市埋蔵文化財センター整備の基本方針

埋蔵文化財は、歴史的・文化的な資産としての意義があり、地域の資産、教育的資産として、地域づくりや学校教育に積極的に活用することで、ふるさとに対する誇りと愛着心を醸成し、次の時代の文化を担う若者の育成につなげることができます。そのため地域住民とともに、未来へ受け継いでいく必要があります。

そこで、佐賀市埋蔵文化財センターは、「地域とともに 未来につなげる 佐賀の歴史と文化」をテーマに、「歴史」「教育・学習」「観光」の3つを主要な柱とした機能を連携させることで、埋蔵文化財の調査保存と公開活用の一体化を目指し、埋蔵文化財の拠点施設として整備します。そして、ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化を育むまちづくりを推進します。また埋蔵文化財保護業務の中では、出土遺物の整理作業から公開活用までを中心に行い、これまで手薄だった公開活用の充実を図ります。



東名遺跡史跡整備の理念と方針

整備テーマ「未来へつなげる 縄文のタイムカプセル」

7,000年以上もの間、気候変動の影響によって地中深く埋没し、地上に一切の痕跡を残さず眠り続けた東名遺跡が、治水対策の調整池建設によって突然我々の目の前に姿を現した。それは縄文時代早期段階で本格的な貝塚を形成し、貯蔵穴や墓地を伴い、多種の装身具や編みかご等に見て取れる高い文化を持つ、典型的な縄文文化へと発展する先進的な生活様式の登場を示す最古の遺跡であった。しかも還元状態で保存されてきた湿地性貝塚には、通常の遺跡ではほとんど残らない国内最古級の動植物性遺物が良好な状態で保存され、当時の食生活や生業活動をはじめ、様々なものづくりの実態を鮮明に伝えてくれている。まさしく「縄文のタイムカプセル」という名にふさわしい遺跡である。

自然との共生の中で生まれた縄文文化は、現代社会に対して様々な教訓とともに未来を生き抜くヒントを与えてくれる。そのような縄文時代の贈り物が詰まったタイムカプセルを確実に未来へつなげていくことは、現代に生きる我々の使命と考えられる。

基本理念

- (1) 奇跡的に保存・発見された東名遺跡の本質的価値を確実に保存管理する整備を行う。《保存》
- (2) 縄文時代の生活文化を体感し、縄文人の知恵や技を未来へつなげる整備を行う。《活用》
- (3) 周辺環境との調和を図り、その利点を活かした整備を行う。《憩い・交流》
- (4) 文化財保護の象徴として、市民とともにまちづくりへ活かす整備を行う。《連携》

基本方針

- (1) 保存のための整備「本質的価値の保存」
 - ①【現地保存】巨勢川調整池の治水機能との調和を図り、恒久的な保存管理ができる整備を行う。
 - ②【収蔵保存】出土遺物、調査記録について適切な処理を行い、恒久的な保存管理が可能な整備を行う。
 - ③ 遺跡保存管理の重要性をアピールする整備を行う。
- (2) 活用のための整備「本質的価値の享受」
 - ④【展示解説】屋外展示と屋内展示を補完的に組み合わせて行うことで、東名遺跡のもつ本質的価値をわかりやすく表現し、来訪者がその価値を享受できる整備を行う。
 - ⑤【体験活動】縄文時代の生活文化、縄文人の知恵や技が体感・体得できる整備を行う。
 - ⑥【調査研究】遺跡の全容解明に向けた総合的な調査研究を推進する。
 - ⑦【情報発信】継続的な調査研究によって得られる新たな遺跡の価値を発信し続ける整備を行う。
- (3) 憩い・交流のための整備「巨勢川調整池との共存・調和」
 - ⑧ 巨勢川調整池の景観や自然環境を活かした整備を促進する。
- (4) 連携のための体制整備「連携体制の構築」
 - ⑨ 適切な保存管理と効果的な公開活用を行うため、連携体制の整備を行う。